

雨水オーバーフローの基準

以下の基準以上の雨水流出抑制を図った上で、みなみ野地内、月の輪地内に限りオーバーフロー分の側溝等への放流を認めることができることとする。(みなみ野地内の雨水については、従前は直接放流であったが近年の降雨量の増加に鑑み、月の輪地内と同様の基準とした。)

1 みなみ野地内、月の輪地内の対策雨水量の算定

雨水の排水については、流出抑制を図るものとし、雨水対策量の算出にあたっては、自己の居住の用に供する住宅の敷地については1-1の式、それ以外については1-2の式とする。

1-1 自己の居住の用に供する住宅(屋根面積のみを集水面積として対策)

(1) 必要対策量の算定は、次の式により雨水対策量を算定すること。

$$\text{必要対策量 } Q = \frac{1}{1000} \times C \times I \times A$$

Q	必要対策量
C	総括流出係数
I	平均降雨強度 [57 mm/hr]
A	集水面積 [㎡]

(2) 総括流出係数は、表 1.1 に示す工種別基礎流出係数のうち、屋根の数値の平均値(0.9)を採用すること。

表 1.1 工種別基礎流出係数の標準値

工種別	流出係数	工種別	流出係数
屋根	0.85~0.95	間地	0.10~0.30
道路	0.80~0.90	芝、樹木の多い公園	0.05~0.25
その他の不透水面	0.75~0.85	勾配の緩い山地	0.20~0.40
水	1.00	勾配の急な山地	0.40~0.60

(出典「下水道施設計画・設計指針と解説 前編」(公益社団法人日本下水道協会))

1-2 自己の業務の用に供するもの、その他のもの

自己業務施設、分譲住宅等を目的とした建築又は開発行為等については、1-2(1)の算出において、敷地面積に建ぺい率を乗じたものを集水面積とし、表1.2用途別の計算方法の流出係数とする。

なお、開発道路を整備し、当該公共施設について道路管理者と開発者で都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条第2項による協議締結により町に帰属する道路の場合は集水面積の対象から除外することができる。

(1) 必要対策量の算定は、次の式により雨水対策量を算定すること。

$$\text{必要対策量 } Q = \frac{1}{1000} \times C \times I \times A$$

Q	必要対策量
C	総括流出係数
I	平均降雨強度 [57 mm/hr]
A	集水面積 [m ²]

表 1.2 用途別の計算方法

用途	面積	流出係数
宅地等	敷地面積×建ぺい率	0.9
開発道路	道路部の求積によること。	0.9 (0.7)*1

*1 ()内は、透水性舗装の流出係数を表す。

2 設計浸透量の算定

開発行為の技術基準（滑川町雨水流出抑制施設等技術基準）により算定すること。

3 その他

この基準に記載のない事項については原則として開発行為の技術基準（滑川町雨水流出抑制施設等技術基準）によるものとする。